

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0734)

第1回特定最低賃金専門部会(鉄鋼)

令和2年10月2日 非公開

開催日時	令和2年10月2日	13時50分～14時45分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1. 特定最低賃金改正決定の諮問について 2. 特定最低賃金専門部会の運営について 3. 審議日程について 4. 最低賃金額の審議について 5. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>委員の皆様がお揃いになりましたので、定刻より前ですが、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただ今より、第1回群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p>

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

それでは最初に、特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、佐藤労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

基準部長

皆さんこんにちは。

労働基準部長の佐藤でございます。

特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、コロナ禍の状況のもと、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労いただきました結果、835円から2円を引き上げて、837円とする改正決定を行い、明日10月3日に発効することとなりました。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきまして、8月7日の最低賃金審議会におきまして、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦労をおかけいたしますが、特定最低賃金の趣旨をお酌みいただき、ご審議いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

よろしくお願いいたします。

続きまして、専門部会の委員の皆様をご紹介します。

お手元の資料1をご覧ください。

特定最低賃金専門部会委員全員の皆様の名簿でございます。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦がありました。選考の結果、名簿記載の皆様に労働局長から委嘱発令をさせていただいております。

公益委員につきましても、労働局長から委嘱発令させていただいております。

ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長から直接お渡しすべきところではございますが、会議時間の関係もございましたので先に郵送させていただいております。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

次に、資料2のインデックスの「鉄鋼」をご覧ください。

当専門部会の委員の皆様の名簿でございます。

名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、以上でございます。

委員の皆様におかれましては、当専門部会の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3が事務局名簿でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理の選出に移らせていただきます。

最低賃金法第24条を準用いたしまして、部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法がとられておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

	<p>公益委員より、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長には、■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出するとのことでした。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>部会長の■■■■委員、お願いいたします。</p>
部会長	<p>改めまして、■■■■でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この特定最低賃金は、賃金の指標といたしまして、地域別の最低賃金と合わせ、極めて重要な意義を持つものだと認識をいたしております。</p> <p>その金額につきまして、深く議論をするのがこの専門部会だと認識しております。</p> <p>公正・公平な議事運営に努めてまいりたいと存じますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>部会長代理の■■■■委員、お願いいたします。</p>
部会長代理	<p>ただいま、部会長代理に選任いただきました■■■■と申します。</p> <p>円滑な審議となりますよう、部会長を補佐してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後の議事進行につきましては、■■■■部会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。承知いたしました。</p> <p>それでは最初に、特定最低賃金専門部会運営規程第8条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思っております。</p>

	<p>公益は私、 がいたしますが、労働者側委員はどなたにいたしまししょうか。</p>
労働者委員	<p> が行います。</p>
部会長	<p> 委員よろしくお願いいたします。 使用者側委員はどなたにいたしまししょうか。</p>
使用者委員	<p> が行います。</p>
部会長	<p> 委員よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 議題の(1)特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。資料4をご覧ください。 特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みでございます。 特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金でございます。その役割は、地域別最低賃金が「すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット」であることに対し、特定最賃は「企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの」となっております。 決定方式は、地域別最賃は行政機関に決定を義務付けていることに対し、特定最賃は関係労使の申出により改正等されることとなっております。 昨年度末現在、全国で設定されている特定最賃の件数は228件、適用使用者数は約9万5千人、適用労働者数は約290万人となっております。 次に、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告させていただきます。 資料5をご覧ください。 申出一覧表として、4業種をまとめたものでございます。 次に資料6をご覧ください。 4業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。 この申出書によりまして、7月31日の最低賃金審議会において、労働局長が「改正決定の必要性の有無」についての諮問を行い、これを受けてご審議をいただいた結果、8月7日に「必要性有り」との答申がなされました。そこで同日、労働局長から最低賃金</p>

<p>部会長</p>	<p>審議会長に「改正決定の諮問」をさせていただいたところでございます。資料7は、その諮問文の写しでございます。</p> <p>更に、同日の最低賃金審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p> <p>また4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、「関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示」を8月7日に行いましたが、その提出期限までに、4業種とも意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から「特定最低賃金の仕組み」と「改正決定の諮問」について経過説明がありました。ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは次に移ります。</p> <p>議題の(2)特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料8をご覧ください。</p> <p>「群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」でございます。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>運営規程につきまして、2点ご説明をさせていただきます。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>当専門部会の会議の公開又は非公開につきましては、運営規程第7条第1項の、ただし書き以降の、「公開することにより、率直な意見の交換等が損なわれる恐れがある」等に該当するとして、例年、1回目より非公開となっております。</p> <p>これに対しまして、以前より専門部会の公開要請がありましたことから、本年6月30日の最低賃金審議会において、公開することにより、率直な意見の交換等が損なわれる恐れがある等の意見を踏まえ、専門部会の会議の公開または非公開についてご議論をいただきまして、「専門部会における決定の際の参考として、『当初より専門部会を非公開とすべき』との意向を伝える」とする結論に達</p>

<p>部会長</p>	<p>したところでございます。</p> <p>このことをご配意いただきまして、当専門部会の会議の公開又は非公開につきましてご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>当専門部会の会議は、例年、事務局ご説明とおりの理由で、第1回目より非公開としてまいりました。また、本年度は最低賃金審議会において、「当初より専門部会を非公開とすべき」との意向が示されております。</p> <p>これらを総合判断いたしまして、部会長といたしましては、当専門部会の会議は、第1回目より非公開とすることが適切と考えております。</p> <p>その方向でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご賛同いただきましたので、本年度も当専門部会の会議は第1回目より非公開といたします。</p> <p>引き続き、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び資料の公開について、「公開することにより、率直な意見の交換等が損なわれる恐れがある場合等には、部会長は一部又は全部を非公開とすることができる」とされております。</p> <p>また、同条第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する」としてあります。</p> <p>当専門部会の議事録等の公開又は非公開につきまして、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。</p> <p>加えて、審議のご参考に申し上げさせていただきますと、群馬県最低賃金専門部会では、第1回目の会議において審議が行われ、「各委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除すると共に、審議の透明性を確保するため、議事録及び資料は公開する。た</p>

<p>部会長</p>	<p>だし、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載する。」とする結論をいただいております。</p> <p>2点目は以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>説明のあった2点目は、当専門部会の議事録及び資料の公開又は非公開についてです。</p> <p>事務局説明のとおり、県最賃の専門部会は、「議事録、議事要旨及び資料については公開する。ただし発言者については個人名を記載せず、部会長、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載する。」との結論に達しております。</p> <p>当専門部会も、群馬県最低賃金専門部会と同様の専門部会でありますことから、同じ扱いで、「議事録及び資料は公開とする。ただし発言者については個人名を記載せず、部会長、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載する。」としては如何かと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、ご賛同をいただきましたので、当専門部会の議事録及び資料については、県最賃の専門部会と同様の方法で公開いたします。</p> <p>なお、事務局をお願いしている資料についても公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合などには、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとしては如何かと考えております。</p> <p>また、そのような委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合などには、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、当専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断していくこととすることを提案します。如何でしょうか。</p> <p>そのようにしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただけたところでございます。</p>

事務局	<p>では、そのようにいたします。</p> <p>その他、専門部会の運営に関して、事務局から何かあればお願いします。</p> <p>はい。もう2点ございます。</p> <p>1点目といたしまして、議事録等、公開する文書の労働局ホームページへの掲載の可否でございます。</p> <p>ただいま、議事録等の公開についてご審議をいただき、議事録等は公開とするが、発言者は、公益委員、労働者委員、使用者委員等と記載することとなりました。</p> <p>今般、厚生労働本省より、事務局に対しまして、審議会及び専門部会の議事録、会議資料を公開する場合は、閲覧窓口での閲覧のほか、令和2年度より労働局のホームページに掲載するようにとの留意事項が示されたところです。</p> <p>当専門部会の議事録、議事要旨及び資料のホームページへの掲載につきましてご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、このことにつきましても、ご審議のご参考に申し上げさせていただきましますと、群馬県最低賃金専門部会では、審議いただきました結果、ホームページへの掲載につきましてもご了解をいただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、ただいまご審議をいただき、当専門部会の議事録等については、発言者は公益委員、労働者委員、使用者委員と表示して、原則公開することと決定いたしました。</p> <p>また、県最賃の専門部会では、同様の方法でホームページへの掲載について了解しているところです。</p> <p>当専門部会も、県最賃の専門部会と同様に、議事録や資料等の公開の方法に、労働局のホームページを加えることをご提案したいと思いますが、如何でしょうか。</p> <p>それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ご賛同いただいたところでございます。</p> <p>それでは、ホームページへの掲載につきましても、ご了解いただけたということで、当専門部会の公開される議事録、資料、議事要</p>

	<p>旨については、閲覧のほか、その公開方法にホームページ掲載を加えることとしたいと思います。 それではよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 では、そのようにいたします。 引き続き事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2点目でございます。 資料10をご覧ください。 最低賃金審議会令第6条第5項と第7項の抜粋でございます。 第6条第5項は、専門部会で「全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができる」ということでございます。 また、同条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」ということでございます。 いずれも8月7日の最低賃金審議会におきまして、この取り扱いを適用することを決議いただいておりますので、ご報告いたします。 また、専門部会委員の皆様の解任通知文書を省略させていただくことにつきましても、同審議会で併せて決議されております。この点についてもご了解いただきますようお願いいたします。 以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくをお願いいたします。 また、当専門部会の廃止の手續と通知の省略について説明がありました。これについてもご了解の程、よろしくをお願いいたします。 このほかに運営規程について、何か意見がございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>

部会長	<p>それでは、専門部会の運営規程につきましては、このようにいたしたいと存じます。</p> <p>それでは次に、議題（３）特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。資料１１をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に資料１２をご覧ください。</p> <p>委員の皆様にはご多忙のところ日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたくご提案をさせていただきます。</p> <p>なお、当専門部会の開催回数は、日程表のとおり本日を含めまして２回となっております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、専門部会が成立するための定足数につきましては、委員の３分の２以上、又は、公・労・使各側委員の３分の１以上の出席が必要となっておりますので、６名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ１名以上が出席していただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>次の資料１３は、「令和２年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました２回目の当専門部会の日程でございますが、各委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>このとおりとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、改めて当専門部会の第２回目の審議日程を確認いたします。</p> <p>資料１２の「鉄鋼」欄記載のとおり、１０月２３日（金）午前９時３０分からといたします。出席をお願いいたします。</p> <p>次に、議題の（４）最低賃金の審議について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>はい。審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、例年と同様でございます。当賃金室で入手できました最新の内容のものを調えさせていただきます。</p> <p>まず、資料14でございます。過去12年間の特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料15でございます。特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料16でございます。事務局でまとめました群馬の賃金でございます。</p> <p>次に資料17でございます。令和元年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料18は、地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料19は、最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>昨年度ご指示がありました「未満率と影響率の推移」を追加してございます。</p> <p>資料20は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料21は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料22は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料23は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料24は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料25は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料26は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料27は、企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料28は、景況レポートでございます。</p> <p>資料29は、本日発表の労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料19の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当より内容をご説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきますので、資料19をご覧ください。</p> <p>はじめに1ページ目の、令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、を説明いたします。</p> <p>調査依頼事業所数は、2,397件で、有効回答件数は、1,254件でした。</p> <p>調査は令和2年6月分の賃金額について行いました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計</p>

をいたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、製造業につきましては労働者数100人未満の規模の事業所を調査いたしました。従いまして、群馬県内のすべての産業、規模の事業所を調査したものではなく、比較的低賃金労働者が多い産業及び規模の事業所を調査対象として、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものになります。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものです。従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3ページになります。

賃金統計用語である、未満率と影響率についてご説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりになりますが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、4ページにいきまして、鉄鋼業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。鉄鋼業の現行の最低賃金が919円でございますので、918円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、918円以下の累積労働者数は36人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は263人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は13.7%となりました。

従いまして、鉄鋼業の労働者の13.7%が最低賃金額を下回っていたということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっているのですが、鉄鋼業のみの結果について説明をさせていただきます。

資料8ページにまいります。この表は、鉄鋼業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフとなりま

す。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、時給950円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

しかし、一方グラフの左側ですが、時給830円から839円の分布が26人と、現行の最低賃金919円を下回る労働者が一定数見受けられる結果となっております。

次に12ページにいきます。この表は、産業別に未満率等の賃金額の特性値について、平成28年度から今年度の推移を表したものです。鉄鋼業は表の一番上となっておりますが、平成30年度までは鉄鋼業の調査票の回収が1件も得ることが出来ませんでしたので、調査結果をお示しすることができませんでした。昨年度は3件、今年度は7件の事業所から調査票の提出がございましたので、調査結果を復元することができました。

未満率の推移が表の右側にあります。鉄鋼業は昨年度1.1%でしたが、未満率が上昇し、今年度は13.7%となっております。

続きまして、資料14ページです。5番、産業別の未満率と影響率の推移につきまして、こちらが昨年度の群馬県特定最低賃金専門部会にて追加指示を受けた経緯を踏まえて、今年度から当資料に加えさせていただいた資料となります。

平成23年度から令和2年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになっております。

鉄鋼業は表の一番上、線グラフではピンク色で示されておりますが、平成24年度から平成30年度までは鉄鋼業の調査票の回収が1件も得ることができませんでしたので、調査結果をお示しすることができませんでした。

最後に15ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額0円の場合から、引上げ額24円までの場合の影響率を表したものです。例えば、表の上の引上げ額0円から引上げ額8円までの影響率は13.69%となりまして、表の下の引上げ額20円から24円とすると、影響率は14.45%となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要についてを説明させていただきました。この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について、ご質問等がございましたらお願

<p>使用者委員</p>	<p>いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。どうぞ。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>今、ご説明いただいた資料の中で、14ページの5番の産業別の未満率と影響率の推移ということで、鉄鋼業を見ますと、元年度の未満率が1.1%、それから2年度13.7%となっておりますけれども、これはどう理解したらよいでしょうか。この差異を、どう理解していけばよいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは私の個人的な意見というふうになってしまいますが、今回これを見ていただきますと、先ほど資料の8ページで説明させていただきました1時間あたりの所定内賃金ごとの労働者の分布をみていただきますと、だいたい時間給が830円から839円のところに一般の労働者が26人いらっしゃって、こちらの方でかなり時間給が違反してしまっている状況になっているかと思うのですが、こちらの方がお電話で調査等々させていただいた際に、特定産業に含まれるのにも関わらず、事務員だから835円などで払っていましたというケースがございました。特定最低賃金の理解が不足していた事業所にあたってしまっていると、このように835円でお支払いしているケースが多くなってしまっていました。なので、今回調査対象事業所になりまして、ご回答いただいた事業所の理解がちょっと不足していた結果が、今回未満率が高くなってしまった要因は、そちらの方にあるかなと考えております。</p> <p>なので、そちらは群馬労働局の方の周知が足りなかった部分がこの調査結果に出てきてしまったものかと考えております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>事務局</p>	<p>ちょっと補足しますと、鉄鋼業の場合は、回収した調査票の件数が少ないので、たまたまその会社が多く違反者がいると、このように10倍くらいの数値が出てしまいます。</p> <p>他の、もっとたくさん調査票がくれば、ある程度そんなに年ごとに変化することはないと思うのですが、鉄鋼業が7件、去年も3件しか調査票が回収できなかったものですから、たまたまその会社に違反者が多いと数値が高くなってしまったり、逆に低くなってしまったりというのが、激しくなってしまうということです。</p>

使用者委員	ありがとうございます。
部会長	そうすると、統計の優位性という面から考えると、信頼度という面においては少し厳しいところがあるということでしょうか。
事務局	そうですね。信頼度からいくと、数が多いほど信頼性が高くなるのですが、調査票を回収したサンプルが少ないと、たまたま出してくれた会社の実態がそのまま反映されてしまいますので、信頼度としては低くなります。
部会長	そうすると、23年度の2.5%というのも、数的には少なかったと考えてよろしいでしょうか。統計論的には有意性があったのでしょうか。
事務局	この時も、おそらく調査票の数は少なかったと思われれます。そもそも鉄鋼業自体が、群馬県はほかの業種に比べてたくさんあるわけではありません。更に、その中で調査票を出してくれるとなると数は少なくなりますので、何年か前までは調査票が1件も集まらなかったこともあり、母集団が少ないので、数値が年によって大きく変わってしまうということです。
部会長	なるほど。 そうすると、そういう事情があるということ踏まえてこの数字を理解するということでもよろしいですかね。これは、対象の件数自体が少ない、母数自体が少ないと理解しないと仕方がないということだと思います。
労働者委員	よろしいでしょうか。
部会長	はい。
労働者委員	今のお話の続きで確認という意味合いなのですが、単純に今年度においては調査数が少なかったのですか。逆に、昨年度より適用の労働者数というのは増えているという感じで聞いていたのですが、それでいくと、調査数も増えたという認識だったのですが、逆ですか。
事務局	今年度の鉄鋼の調査対象事業所数といたしましては、15件あてられておりまして、そのうちの回答が7事業所からという形にな

	<p>っております。昨年度の調査対象事業所数については、確認させていただく必要があるのですが、件数自体は昨年度と今年度でそこまで大きく調査の対象となっている事業所数がという意味では変わってないと思います。</p>
労働者委員	<p>ありがとうございました。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。 他、何か、自由にご質問いただければと思います。</p>
	<p>【質問等なし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、次回の専門部会における審議の前に、事務局より補足説明事項がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。審議に入ります前に、2点ご説明させていただきます。 1点目でございます。 特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。 2点目でございます。 審議の進め方でございますが、去年は第1回目の専門部会において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。第2回目の専門部会では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただきまして、それらをもとにご審議いただき、結審をしております。 以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 この後は、事務局の説明も参考としつつ、審議を進めてまいりたいと思います。 それでは、本年度の特定最低賃金の具体的な審議に入ります。 まず、労働者側、使用者側のそれぞれの立場から、基本的なお考えをお伺いします。その後、自由にご審議をお願いいたします。 はじめに、労働者委員からお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。私、 の方から発言をさせていただきたいと思います。 本専門部会は、群馬県内で、鉄鋼産業で働く仲間の労働者の最低賃金を公労使で議論し、決定する会議です。鉄鋼産業で働く労働者</p>

を代表して、発言をさせていただきます。

群馬県の鉄鋼業の最低賃金は、現在919円となっています。また、群馬県の最低賃金は10月3日より改定され、837円となります。地方最低賃金は、公労使で時給1,000円を掲げ、近年大幅な引上げが行われ、改善が図られました。また、私たちの働く鉄鋼産業の特定最低賃金も、改善が図られました。

足元、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい企業もあることは承知しています。しかしながら今後、生産年齢人口が減少していく中で、私たち鉄鋼産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせません。優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならないと考えています。

適切な特定最低賃金の引上げがなされなければ、産業の魅力は低下し、人材の流出を招き、人員構成の歪みが生じ、技術・技能の伝承に支障をきたすことになります。

私たちものづくり産業においては、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、そのためには適切な特定最低賃金が必要です。

これからも、鉄鋼産業を維持・発展していくために、また将来の鉄鋼産業を担う優秀な人材の確保をしていくために、労使のイニシアティブを発揮し、鉄鋼産業にふさわしい水準を今年度も決定していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございます。

それでは、使用者側委員から、いかがでしょうか。

使用者委員

私、■■■■から。

この地域別最低賃金の審議の中でもお話させていただいたのですが、やはり新型コロナウイルス感染症が与える経営への影響は非常に大きい。これは今でも変わっておりません。

特に中小零細企業の方は廃業を検討されている会社さんも、現にございますし、倒産に追い込まれて、雇用の維持ができない、会社の経営ができない会社さんが今、数多く存在されているところです。

更に、県の最低賃金から見ると特定最低賃金は金額が大きいというところから、またその金額を上げるということについては法的強制力を持つという観点からみると、経営に与える影響が非常に大きい。

やはり企業からしてみると、雇用を守ることが経営の継続に繋がるわけですから、せっかく賃金を上げて会社も維持でき

	<p>なければ、結果的にゼロになってしまう。それは避けたいという観点から、特に県最賃よりも金額が大きいこの産業の最低賃金の引上げについては、使用者側としてみると、慎重に判断して議論させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、双方からご意見をお伺いしましたが、その他の労働者側委員、使用者側委員の方で、ご意見がございましたらお聞きしたいと思えます。</p>
労働者委員	<p>■■■■でございます。</p> <p>先ほど、■■■■委員、■■■■委員からもありましたが、国内外と非常に厳しい経済情勢であると十二分に認識しております。労使間の意思疎通を図って、イニシアティブにて今後の協議の中でご理解いただきたく存じます。よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他、ございますか。</p>
労働者委員	<p>労側委員■■■■です。</p> <p>経済の好循環とまた持続的な成長、加えて日本の経済力に見合った生活水準の実現という観点からも、賃金の上昇や底上げは不可欠だと考えております。しかし、2012年度から19年度にかけての地賃の引上げ率が20.3%に対しまして、金属産業なのですが、適用される特定最賃が14.3%の引上げというところで留まっております。すべての所得層での賃金上昇と、また企業収益向上の好循環、加えて雇用者全体の賃金底上げを実現するためには、特定最賃の継続的な引上げが不可欠ではないかとも考えております。</p> <p>このような考えも踏まえつつ、特定最賃は労使のイニシアティブにより設定するというところでありますので、具体的な金額につきましては今後審議会の中で、これまで同様の信頼関係によりまして労使合意ができ、また公益の先生方にも是非ご理解いただけるよう審議を進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>使用者側の委員から、いかがでしょうか。 発言ございましたらお願いします。</p> <p>【特になし】</p>
部会長	<p>労使双方、どなたでも結構です。もしございましたらお願いします。</p> <p>【特になし】</p>
部会長	<p>公益委員はいかがでしょう。 よろしいでしょうか。</p> <p>【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、全体でもう一度確認いたしますが、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>【特になし】</p>
部会長	<p>意見も出尽くしたようでございますので、今までのご意見を踏まえて、次回の第2回専門部会で具体的な金額審議を行いたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
部会長	<p>それではそのようにいたします。 では、次に、議題の(5)その他について、事務局から何かございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
部会長	<p>委員の皆様から何かございますか。</p> <p>【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、特にご意見等ないようでございます。 次回、第2回目の専門部会では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p>

部会長	<p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>それでは非公開事項はなしと確認をいたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第1回専門部会を閉会とします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でした。</p>
-----	---